

**平成30年度山形県文化・スポーツによる交流促進事業費補助金事業
募集要項**

1 趣旨

平成32年度に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会を機に、県内に拠点を有する団体が実施する文化又はスポーツによる海外や県外との交流を促進する事業を山形県が支援することで、本県文化・スポーツの振興、交流人口の拡大を図ります。

2 補助事業の概要

(1) 補助事業名

平成30年度山形県文化・スポーツによる交流促進事業費補助金

(2) 補助対象事業

山形県内に拠点を有する団体（市町村、市町村が主宰する実行委員会、平成29年度に同補助金により事業を実施した団体を除く。）が実施する音楽祭、芸術祭等のイベントやコンサート、演劇等の公演、スポーツ大会、スポーツイベント、シンポジウム等の文化又はスポーツを活用した交流事業で、次のすべての条件にあてはまるもの。

- ① 山形県内で開催されること。
- ② 参加者は100名以上であること。
- ③ 参加者のうち50名以上が山形県外又は国外からの参加者であること。
- ④ 平成30年度に初めて実施する事業であること。
- ⑤ 一過性の事業ではないこと。
- ⑥ 成果を数値化できる事業であること。
- ⑦ 文化事業については、文化庁等が認証している「beyond2020プログラム」の認証を取得するとともに、県民に文化プログラムの周知を図ること。
- ⑧ 県民への波及効果を持つこと。

(3) 補助対象経費

別表のとおり

(4) 補助金の額

次のうち最も低い金額とします。

- ① 補助対象経費の1/2の金額
- ② 事業費の総額から自己収入額（入場料、協賛金、他自治体等からの助成金、参加者負担金等）を控除した金額
- ③ 30万円

(5) 欠格事項

次のいずれかに該当する団体は、応募することができません。

- ① 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項に掲げる処分を受けている団体及びその役職員又は構成員
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員
- ③ 上記①又は②に掲げる者から委託を受けた者並びに上記①又は②に掲げる者の関係団体及びその役職員又は構成員

- ④ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う者
- ⑤ 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条に規定する連鎖販売取引を行う者
- ⑥ 税法違反（法人税法（昭和40年法律第34号）違反、所得税法（昭和40年法律第33号）違反、地方税法（昭和25年法律第226号）違反（法人事業税、個人事業税））がある者
- ⑦ 政治団体若しくはこれらに類する者
- ⑧ その他法令及び公序良俗に反すると認められる行為を行う者

3 応募手続き

(1) 募集期間

平成30年4月18日（水）～平成30年5月7日（月）

なお、応募状況により、二次募集や随時募集を行う場合があります。

(2) 提出方法

郵送又は持参。持参の場合は、応募期間最終日の午後5時までに到着したものを有効とします。郵送の場合は、最終日の消印があるものまでを有効とします。

(3) 提出書類

- ①事業計画書（様式第1号）
- ②収支予算書（様式第2号）
- ③団体目的等の確認書（様式第3号）
- ④その他事業の内容がわかるもの（任意）
- ⑤団体の定款、規約、会則、会員名簿等

(4) 提出部数 1部

(5) 書類作成及び応募上の留意点

- ① 提出された書類は、審査の過程において、必要に応じて複写する場合があります。なお、提出された書類は、いかなる場合でも返却しません。
- ② 書類の作成、応募に係る費用は、応募者の負担とします。

(6) 応募に係る疑義

応募にあたり疑義・質問がある場合は、任意様式により7に記載された担当あて、ファクシミリ又はメールにより行うこと。

4 審査・決定について

県において審査を行い、予算の範囲内で事業の採択を決定します。また、応募件数が予定に満たない場合でも、審査により不採択となる場合があります。

(1) 審査基準

- ① 本事業の趣旨・目的に沿った計画となっているか。
- ② 事業の実施により、本県の文化・スポーツの振興及び交流人口の拡大が図られるか。
- ③ 事業実施に係る十分な事務処理能力を有し、確実に事業を遂行できるか。

(2) 決定方法
書類審査により決定します。

(3) 結果の通知
審査結果については、応募のあった団体の代表者に通知します。

5 その他の留意事項

- (1) 提出された書類の内容等について問合せや関係書類の提出を求める場合があります。
- (2) 事業を採択された団体等は、別途、補助金交付申請書類の提出のほか、事業実施に伴う報告等が必要となります。
- (3) 事業を採択された団体等は、必要に応じて、補助金の概算払いを受けることができます。

6 交付決定までのスケジュール

4月中旬～5月上旬	事業募集
5月中旬	採択・不採択の通知
5月下旬	交付申請受理、交付決定

7 問合せ先・書類提出先

〒990-8570 山形市松波2丁目8番1号（山形県庁9階）
山形県観光文化スポーツ部県民文化スポーツ課 文化振興担当
【電話】 023-630-2306
【ファクシミリ】 023-624-9908
【電子メール】 ybunka@pref.yamagata.jp

Q & A

「参加者」の定義は。

入場者、出演者の両方を含みます。

「平成30年度に初めて実施する事業」とはどのようなことか。既存の事業の中で実施する新規事業も含まれるのか。

既存の事業ではないということです。なお、既存の事業の中で実施する新規事業も、既存の事業とみなします。

「一過性の事業ではない」とはどのようなことか。

同補助金が交付されなくなっても何らかの形で継続する事業である、又は、何らかの効果が事業終了後も残る事業であるということです。

「成果を数値化できる」とはどのようなことか。

県外からの参加者数による県内への経済波及効果などを想定しています。単に「〇〇人入場」ではなく、それによる成果を数値化してください。なお、経済波及効果に限らず、数値化できる成果があれば、それでもかまいません。

文化プログラムとは何か。

オリンピック・パラリンピックはスポーツの祭典であると同時に、文化の祭典でもあります。オリンピック憲章により、開催国は前のオリンピック・パラリンピックの閉会から自国のオリンピック・パラリンピック閉会までの期間に、複数の文化イベントを実施することが義務付けられています。この文化イベントのことを、文化プログラムといいます。

beyond2020プログラムとは何か。

オリンピック・パラリンピックが開催される2020年以降を見据え、日本の強みである地域性豊かで多様性に富んだ文化を活かし、成熟社会にふさわしい次世代に誇れるレガシーの創出に資する文化プログラムを「beyond2020プログラム」として文化庁等の認証機関が認証する制度です。認証された事業は、共通のロゴマークを付与され広報等に使用できるとともに、文化庁等のHPにより国内外へ広くPRされます。県も、山形県の文化の素晴らしさを県外・国外へ広く発信し、かつ、県民の皆様が地域の文化の価値を見つめ直すきっかけになるものとして、「beyond2020プログラム」の認証取得を推進しております。

文化プログラムの周知を図るとはどのようなことか。

上述した「文化プログラム」の実施や参加等について、県民へ周知し啓発する取り組みを実施してください。

県民への波及効果とはどういったものか。

より多くの県民が参加できる取り組みや、事業の様子を広く情報発信する取り組みなど、広く県民に影響がある取り組みを実施してください。

[別 表] 補助対象経費

経費区分	費 目	内 訳
出演・音楽・文芸費	出演費	指揮料、演奏料、ソリスト料、合唱料、舞踊家・俳優等出演料、エキストラ料、助演料等
	音楽費	作曲料、編曲料、作詞料、音楽制作料、音楽編集料、コレペティ料、調律料、楽器借料、楽譜借料、写譜料、楽譜制作料等
	文芸費	演出料、監修料、振付料、舞台監督料、音響・照明プラン料、演出等助手料、著作権使用料、舞台美術・衣裳等デザイン料、脚本料、翻訳料、字幕制作費、原稿料、原作料、企画制作料等
舞台運営費	舞台費	大道具費、小道具費、衣装費、かつら費、メイク費、照明費、音響費、字幕費、舞台スタッフ費、機材借料、舞台設営費等
	作品借料	作品借料、作品保険料等
	上映費	上映費、映写機材借料、映写技師謝金、同時通訳関連機器借料等
	運搬費	道具運搬費、楽器運搬費、作品運搬費等
大会・イベント運営費	参加費	選手等参加報酬、指導者報酬等
	運営費	競技役員経費、審判費用等
	演出費	演出料、音響費、照明費、会場装飾費等
会場設営費	会場費	会場使用料（付帯設備費を含む）、会場設営費、会場撤去費等
	設備用具費	器具使用料、器具借料、運搬調整費等
賃金・旅費・報償費	賃金・共済費	事務整理等賃金、会場整理等賃金、作業員賃金、労災保険料等 ※臨時に雇用する場合に限る。
	旅費	国際航空賃、国内交通費、宿泊費、日当等
	報償費	講師等謝金、原稿執筆謝金、会議出席謝金、指導謝金等
雑役務費・消耗品費等	雑役務費	広告宣伝費、入場券等販売手数料、立看板費、印刷製本費、借料及び損料、移動用車両借上料、傷害保険料、請負費等
	消耗品費	消耗品費
	通信費	通信費、郵送料
	会議費	会議費
委託費	委託費	委託費
その他事業実施のために必要と認められる経費		

○補助対象とならない経費

事務職員給与、事務所維持費、航空・列車・船舶運賃の特別料金（ファーストクラス料金、グリーン料金等）、ビザ取得経費、交際費、接待費、手土産代、レセプション・パーティーに係る経費、打ち上げ費、飲食に係る経費（食材費も含む。ただし、海外・県外からの参加者と県民との交流を主目的としたパーティーの軽食代、会議の際提供するお茶代、参加選手・競技役員等に係る補食や水分補給に係る経費は可。）、施設整備費、備品（5万円以上）等購入費等

事業計画書

1 事業の名称	
2 事業の目的	
3 事業の内容	日時： 場所： 内容： 参加予定人数： 人（うち県外 人、海外 人）
4 平成30年度に初めて実施する事業か否か。（どちらかに○）	（既存の事業（既存の事業の中の新規イベントも含む。）である場合は、応募できません。） はい ・ いいえ（いいえの場合は応募できません。）
5 事業継続の見込みとその方法 又は事業終了後に残る効果	
6 成果の数値化の方法	
7 文化プログラムの県民への周知方法	
8 beyond2020プログラムの認証取得	取得済み ・ 取得予定
9 県民への波及効果の内容	
10 その他	

収 支 予 算 書

収入の部

項 目	予算額	摘 要
合 計		

支出の部

項 目	予算額	摘 要
対象経費		
出演・音楽・文芸費		
出演費		
音楽費		
文芸費		
舞台設営費		
舞台費		
作品借料費		
上映費		
運搬費		
大会・イベント運営費		
参加費		
運営費		
演出費		
会場設営費		
会場費		
設備用具費		
賃金・旅費・報償費		
賃金・共済費		
旅費		
報償費		
雑役務費・消耗品費等		
雑役務費		
消耗品費		
通信費		
会議費		
委託費		
その他事業実施のために必要と認められる経費		
対象外経費		
事業費合計		

団体目的等についての確認書

平成 年 月 日

山形県知事 殿

団 体 名

代表者職氏名

⑩

当団体及び当団体の役員及び構成員は、下記のいずれの事項にも該当しないことをここに確約します。

なお、県において下記の事項について疑義ある場合は、別途必要な報告をいたします。

記

- 1 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項に掲げる処分を受けている団体及びその役職員又は構成員
- 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員
- 3 上記1又は2に掲げる者から委託を受けた者並びに上記1又は2に掲げる者の関係団体及びその役職員又は構成員
- 4 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う者
- 5 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条に規定する連鎖販売取引を行う者
- 6 税法違反（法人税法（昭和40年法律第34号）違反、所得税法（昭和40年法律第33号）違反、地方税法（昭和25年法律第226号）違反（法人事業税、個人事業税））がある者
- 7 政治団体若しくはこれらに類する者
- 8 その他法令及び公序良俗に反すると認められる行為を行う者